

## 国の動向について

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 事業主拠出金の率の上限の引上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。

### 2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どものための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。

### 3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。

※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どものための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

## 施行期日

平成30年4月1日（予定）

## 【参考資料】新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）（抄）

現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

### （参考）現行の事業主拠出金による事業

- 拠出金率 0.23%（法律で上限を0.25%に規定）
- 事業主拠出金の充当先（平成29年度）

	計：3,969億円
・ 児童手当	1,832億円
・ 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育）	813億円
・ 仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）	1,313億円
- 厚生年金保険料等を事業主から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。  
（なお、労使折半ではなく、使用者のみ拠出金を負担）

※ 平成30年度は、0.29%（現行に+0.06%、追加拠出金額は1,000億円程度）とする予定。（政令で規定）

# 「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

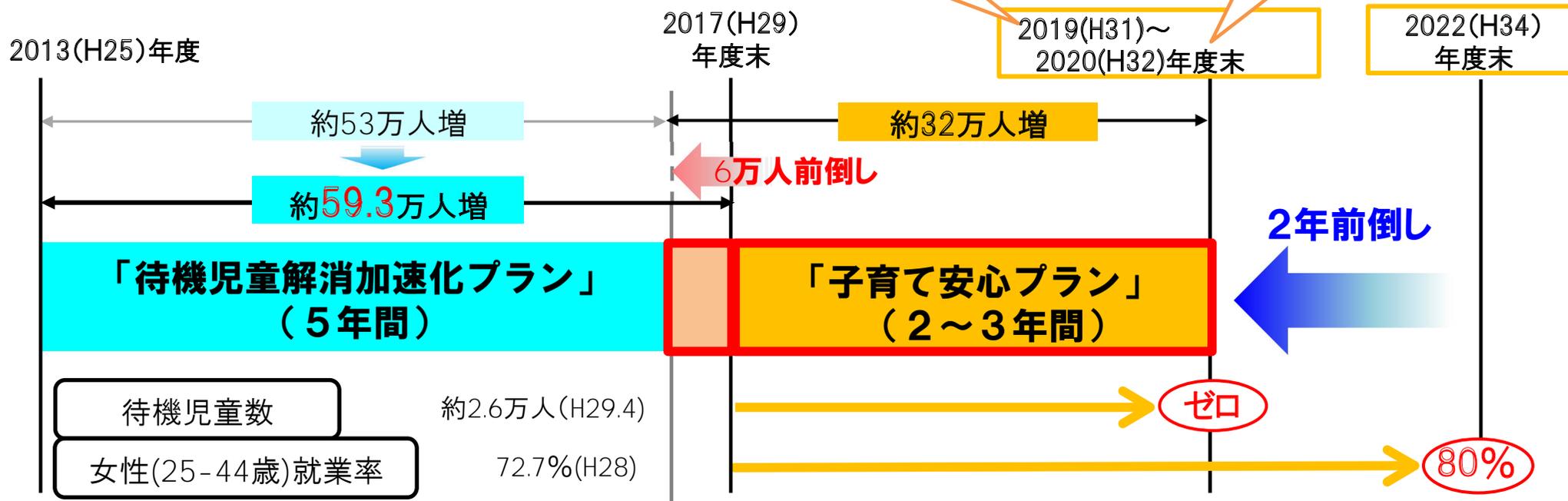
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を**平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。  
(参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2013)

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保  
(遅くとも3年間で待機児童解消)

2年前倒しし、平成32年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

# 待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、**現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため**、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。（法定）

## 「待機児童対策協議会（仮称）」

### 【主な役割（例）】

#### ○ 都道府県単位での保育の受け皿確保

- ・ 市区町村の整備計画の精査
- ・ 企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
- ・ 多様な主体の参入促進

#### ○ 保育所等の広域利用の推進

- ・ 市区町村間の利用調整
- ・ 広域利用のための協定の締結支援

#### ○ 保育人材の確保・資質の向上

- ・ 必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化

#### ○ 監査指導の効率化

- ・ 都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整

#### ○ その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

# 保育関係予算案の主な内容

## 【平成29年度補正予算案・平成30年度予算案】

(平成30年度予算案) (平成29年度予算)

待機児童の解消に向けた取組の推進	1, 072億円 (991億円)
------------------	------------------

- |   |                |
|---|----------------|
| 1. 保育の受け皿拡大   | 889億円 (689億円)  |
| 「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受け入れ児童数の拡大を図る。 |                |
| ○保育園等整備交付金  | 664億円 (564億円)  |
| ○保育園等改修費等支援事業   | 202億円 (115億円)  |
| ○都市部における保育園等への賃借料支援事業                                   | 19.5億円 (5.5億円) |

### 【参考：平成29年度補正予算案】

「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を確保するため、前倒しによる保育園等の整備などによる受け入れ児童数の拡大を図る。

- |               |       |
|---------------|-------|
| ○保育園等整備交付金    | 643億円 |
| ○保育園等改修費等支援事業 | 548億円 |
|               | 95億円  |

## 2. 保育人材確保のための総合的な対策

117億円（201億円）

保育人材の確保のため、保育補助者の雇上げ支援や保育士の資格取得支援の取組を推進する。

### 【主な事業】

#### ○保育補助者雇上強化事業【拡充】

- ・対象となる保育補助者の要件を緩和（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習(40時間)も可）
- ・1施設当たりの補助対象者の数を、定員規模に応じ設定（従前は1施設につき1名）

#### ○保育体制強化事業【拡充】

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意・片付けなど保育の周辺業務を行う者の配置を支援
- ・対象となる市町村の要件を緩和（待機児童解消加速化プラン参加要件の撤廃）

#### ○保育士資格取得支援事業【拡充】

- 保育園等に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援のため、保育士養成施設における受講料(1/2相当)と受講に伴い必要となる代替職員の雇上に必要な費用を支援。
- ・対象となる職員の拡大（常勤職員のみ→全職員）

#### ○保育士試験による資格取得支援事業【拡充】

- 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を支援
- ・対象となる「学習に要した費用」の範囲について拡大（試験日から過去1年以内に要した費用→試験日から過去2年以内に要した費用）

### 【参考：平成29年度補正予算案】

#### ○保育所等におけるICT化推進事業

13億円

- ・保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務に係るシステムの購入費用を支援する。

### 3. 多様な保育の推進

34億円（70億円）

家庭的保育事業における複数の事業者・連携施設による共同実施や、自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするため、保育園等への送迎の実施等を支援する。

#### 【主な事業】

##### ○家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

複数の事業者及び連携施設が共同事業体（コンソーシアム）を形成し、情報等の共有や共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携、経理面での共同管理等を行うことを支援

##### ○広域的保育園等利用事業【拡充】

送迎センターを経由せず、自宅等から保育園等に直接送迎することができるよう拡充 等

##### ○医療的ケア児保育支援モデル事業

保育園等の利用を希望する医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を進めるため、地方自治体における看護師配置や保育士のたん吸引等に係る研修受講等を支援（30か所→60か所）

### 4. 安心かつ安全な保育の実施への支援

23億円（23億円）

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施を支援する。

#### 【主な事業】

##### ○保育園等の事故防止の取組強化事業

#### 【参考：平成29年度補正予算案】

##### ○保育園等における事故防止推進事業

3億円

保育園等における重大事故を防止するため、事故防止に役立つ備品等の購入を支援する。

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

## 1. 子どものための教育・保育給付 9,031億円(7,928億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・給付費補助金(認可化移行運営費支援、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援)

※ 平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.1%)を平成30年度の公定価格にも反映する。

※ 認可化移行運営費支援の補助基準額について、引上げ及び定員規模に応じた設定に見直し

## 2. 地域子ども・子育て支援事業 1,356億円(1,239億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・利用者支援事業(保育コンシェルジュ等)、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

※ 病児保育事業について、安定的な運営を確保するため観点から、補助単価の上限の見直し及び定額部分(基本分及び改善分)の一本化を実施

【参考:新しい経済政策パッケージによる「子育て安心プラン」の推進】

待機児童解消に向けた「子育て安心プラン」に基づく32万人分の保育の受け皿増分に対応するため、一般事業主から徴収する事業主拠出金率を引上げ、企業主導型保育事業の拡充や「子どものための教育・保育給付(0~2歳児相当分)」に要する経費の一部に充てる。

※ 子ども・子育て支援法における一般事業主から徴収する事業主拠出金率の法定上限を0.25%から0.45%とし、段階的に事業主拠出金率の引上げを実施する(平成30年度は0.29%(現行+0.06%))。

# 2018年度(平成30年度)保育対策関係予算案の概要 (参考資料)

# 保育園等整備交付金

(平成29年度予算) (平成30年度予算案)  
564.0億円 → 663.7億円

## 【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

## 【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 保育園防音壁設置事業

【実施主体】 市区町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(公立施設を除く)

【補助割合】 1/2(子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2/3)

# 保育対策総合支援事業費補助金

平成29年度予算:394.8億円 → 平成30年度予算案:381.4億円

## 【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

## 【対象事業】

### I 保育士確保対策 98億円（177億円）

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業【拡充】
- ③保育士資格取得支援事業【拡充】
- ④保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑤保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑥保育体制強化事業【拡充】
- ⑦保育士試験による資格取得支援事業【拡充】
- ⑧保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨保育士試験追加実施支援事業
- ⑩保育補助者雇上強化事業【拡充】
- ⑪若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑫保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑬保育園等における業務集約化推進事業
- ⑭保育人材就職支援事業

### II 小規模保育等の改修等 223億円（122億円）

- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育園設置促進事業
- ⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

### III その他事業 61億円（96億円）

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業【拡充】
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業
- ⑨保育サービス利用支援事業（予約制）
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業
- ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業
- ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業
- ⑬家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

【事業内容】 保育園等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助額】

<現行>

年額221.5万円（短時間勤務1名分）

<平成30年度予算案>

定員121人以上の施設が2名の保育補助者の雇い上げができるよう、補助額を引き上げ（年額443万円）

【保育補助者の要件】

<現行>

子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者等

<平成30年度予算案>

保育園等での実習を修了した者を補助対象とできるよう、要件を緩和

【補助率】

国：3/4、地方：1/4（都道府県1/8、市区町村1/8 又は 指定都市・中核市1/4）

【市区町村】



【保育園】



【保育補助者】



保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士へのステップアップ

※資格取得支援事業を活用

○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業

(夜間・通信制は3年間)

保育士資格取得

保育士として  
引き続き勤務



(保育対策支総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

## 【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務を行う者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助単価】 1か所当たり月額9万円

【補助率】 国：1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

## 【拡充内容】

- ・ 実施主体を全ての市区町村に拡大
- ・ 事業の対象に幼保連携型認定こども園を追加

	現行	平成30年度予算案
実施主体	待機児童解消加速化プラン参加市区町村	全ての市区町村
対象施設	保育園	保育園、幼保連携型認定こども園

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

## 【拡充内容】

保育士資格の新規取得者の増加を図るため、資格取得支援に関する各事業の対象者の拡大や支給要件の緩和等を実施する。

### 【養成校ルート】

#### 養成校卒業等による 資格取得の支援

#### 【事業内容】

- ① 保育園等保育士資格取得支援事業
  - ・ 保育園等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ② 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業、  
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
  - ・ 幼稚園教諭が養成校での科目履修により資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。
- ③ 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
  - ・ 認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【対象者】 常勤職員 → 非常勤職員を含む全ての職員に対象者を拡大 (H30予算案)

【補助単価】 受講料の1/2 (上限30万円) 等

【補助率】 ①・②の事業 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2  
③の事業 国：3/4 都道府県・指定都市・中核市：1/4

### 【試験ルート】

#### 保育士試験合格による 資格取得の支援

○保育士試験による資格取得支援事業

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【支給対象期間】 保育士試験 (筆記試験) から起算して1年前までに要した費用  
→ 支給対象期間を拡大し、2年前までに要した費用を補助 (H30予算案)

【補助単価】 保育士試験受験のための学習に要した経費 (教材費等) の1/2 (上限15万円)

【補助率】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

## 【事業内容】

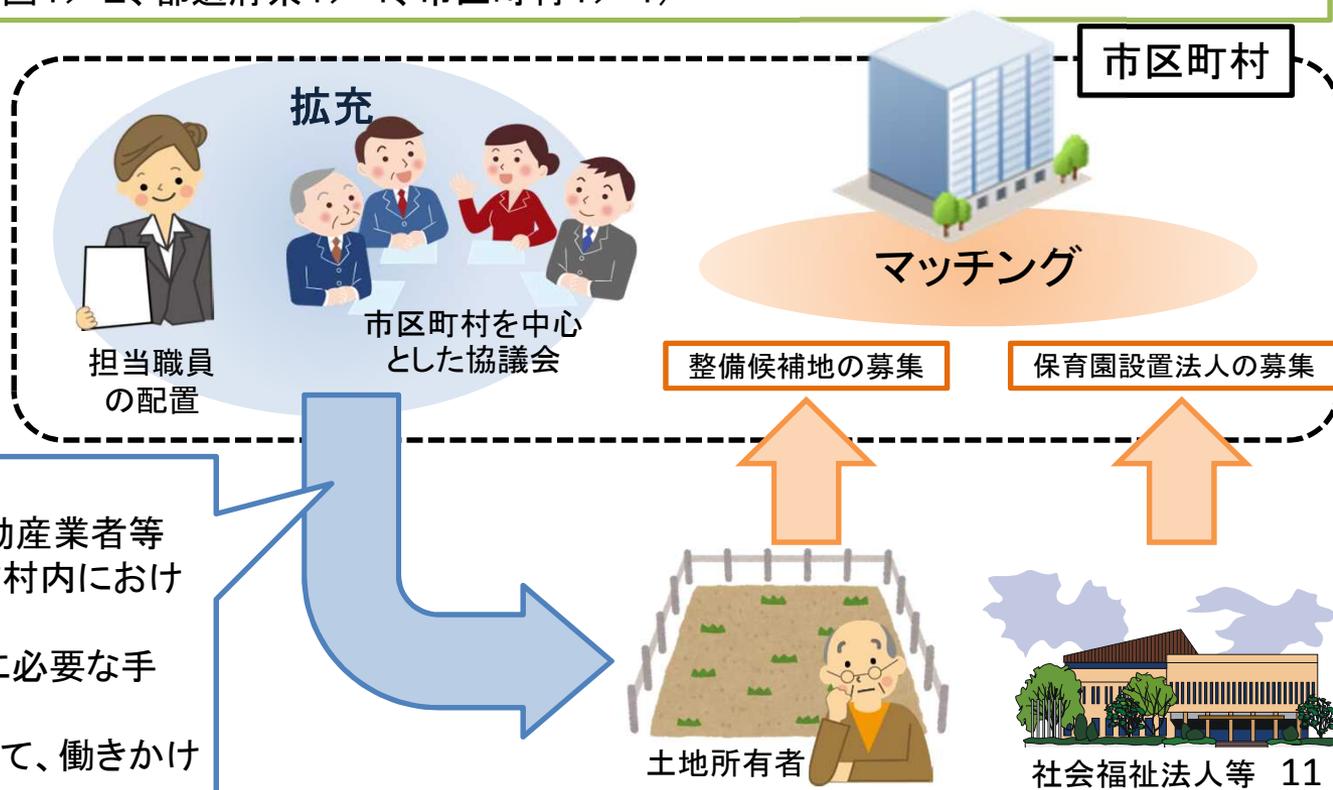
土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

また、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や専任の担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う市区町村について支援の拡充を図る。

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】 マッチング事業費	1自治体当たり	550万円
整備候補地の掘り起こし強化【拡充】	1自治体当たり	450万円
コーディネーターの配置経費	1か所当たり	440万円

【補助率】国1/2、都道府県1/2(国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)



- 地域の不動産の情報を持つ不動産業者等と情報の共有を行うことで、市区町村内における活用可能な物件を把握
- 不動産業者等と保育園の設置に必要な手続きや助成制度等について共有
- 把握された物件の所有者に対して、働きかけ

# 広域的保育園等利用事業

拡 充

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

## 【事業内容】

自宅から遠距離にある保育園等の利用を可能にするため、保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市区町村が設置する子ども送迎センターから、原則、各保育園等の保育士等が付き添いのもと送迎バス等により送迎する場合や、園庭で十分な活動ができないおそれがある保育園等について、遠距離にある公園まで児童を送迎する場合に、送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

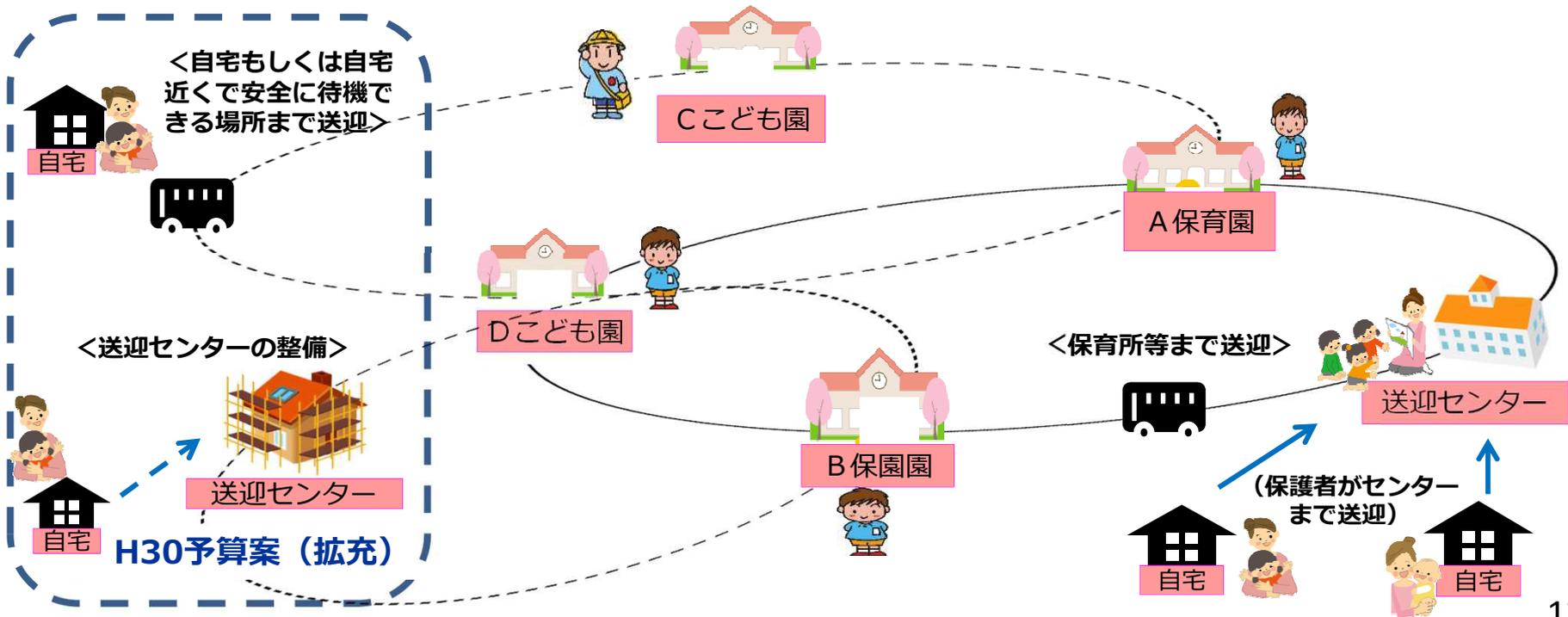
また、送迎バスが子ども送迎センターを経由せず、直接複数の利用者の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所のみを経由する場合や、送迎センターを設置するための改修経費についても補助対象とするよう、事業内容の拡充を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助率】 1/2 (国 1/2、市区町村 1/2)

【補助単価】 ①従来型 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上等費 500万円、事業費 1,000万円  
②直接送迎型 (拡充) 保育士等雇上費 500万円、運転手雇上等費 500万円、事業費 100万円  
※この他、バス等購入費 1,500万円 (又は借上費750万円)  
③送迎センターの改修 (拡充) 720万円

## 〈事業の概要〉



# 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 381.4億円の内数)

## 【事業内容】

市区町村単位で、複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行うことができる体制整備を図るためのモデル事業を実施する。

コンソーシアム（共同事業体）に、連絡調整、保育環境の整備等を行うコンソーシアムコーディネーター（仮称）を配置するための費用の補助を行う。

モデル事業を実施することにより、実施にあたっての問題点を明らかにするとともに、得られるノウハウを蓄積し、全国展開を図る仕組みを構築することを目指し、家庭的保育事業の更なる普及を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助率】 国 1/2 都道府県 1/4 市区町村 1/4

【補助単価】 1自治体当たり8,180千円



- コンソーシアムコーディネーター配置により、現在、保育ママが抱える不安や課題の解消を図る。  
(不安・課題)
- ・経営的不安(利用者の確保、補助者の雇用・管理)
- ・孤立化、密室化
- ・保育ママの病気や休暇取得時の代替保育確保の困難さ
- ・公定価格の請求、保育料徴収、自治体への報告書作成、税務申告書類作成など事務処理の煩雑さ
- ・連携施設の確保
- ・自園調理

保育ママが保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業に参入しやすくなり、更なる保育ママの普及・質の向上を図ることが可能になる。

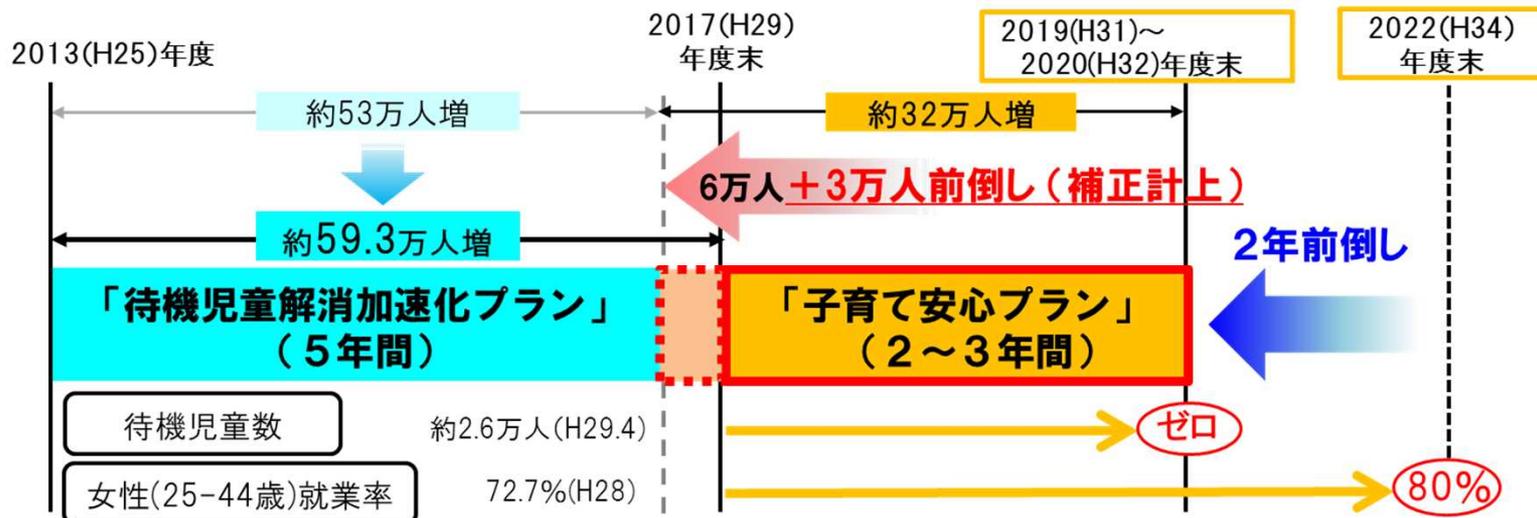
# 2017年度(平成29年度)保育対策関係補正予算案の概要 (参考資料)

## [ 趣旨 ]

- 平成29年6月に発表した「子育て安心プラン」について、若い世代の子育てへの安心を確かなものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿整備を前倒しし、32年度末までの3年間で整備
- 保育の受け皿の整備を確実に進めるため、「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大のうち3万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費を補正計上

## [ 実施主体 ] 市区町村

- **保育園等整備交付金（保育園緊急整備事業、小規模保育整備事業、保育園等防音壁整備事業、防犯対策強化事業）**  
 保育園等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援  
 ※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)
- **保育園等改修費等支援事業**  
 保育園等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援  
 ※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)



(保育対策総合支援事業費補助金)

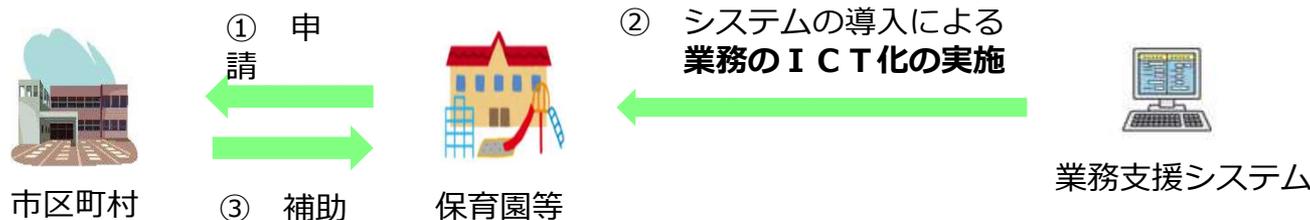
## 【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】 市区町村

【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



### 【業務負担が軽減される例】



#### ○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

#### ○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

【事業内容】

保育における重大事故については、睡眠中等の場面で発生しやすいことから、保育園等が、事故防止のために活用できる備品を購入することを支援する。

(備品の例) 無呼吸アラーム：乳幼児の呼吸や心肺の動きの低下を関知した場合にアラーム音とランプにより警告

午睡チェック：乳幼児の身体の動きの回数の低下やうつぶせ寝状態に御なったことを関知した場合にアラーム音とランプにより警告

バウンサー：睡眠中も仰向けになり、顔が見えるため無資格者にも子どもの観察が容易なベビーチェア

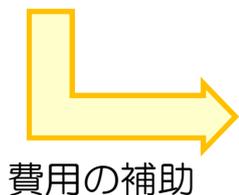
【実施主体】 市区町村

【補助率】 国：1/2、市町村：1/4、事業者：1/4

【補助単価】 子ども1人当たり3万円

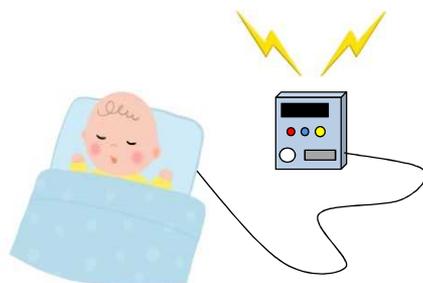
保育園等

【自治体】

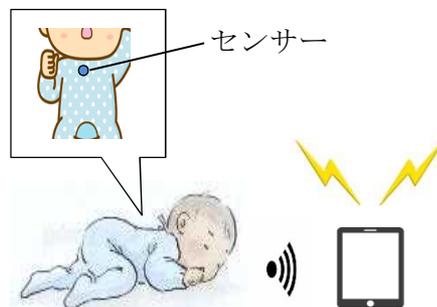


備品の購入

(例) <無呼吸アラーム>



<午睡チェック>



<バウンサー>

